立事件に関する手続において得られた納付情報により納付しなければ」を「次に掲げるいずれかの方法によらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特例執行文付与申立事件に関する手続において得られた納付情報により納付する方法

二　国庫内の移換の手続により日本銀行に払い込む方法

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

○最高裁判所規則第五号

司法委員規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

最高裁判所

司法委員規則等の一部を改正する規則

（司法委員規則の一部改正）

第一条　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

（参与員規則の一部改正）

第二条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

（人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則の一部改正）

第三条　人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項及び附則第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

（鑑定委員規則の一部改正）

第四条　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（令和八年五月二十一日。次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを除く。）並びに施行日以後に開始される民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）における旅費、日当及び宿泊料の額について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを含む。）並びに施行日前に開始された民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）における旅費、日当及び宿泊料の額は、なお従前の例による。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

省　令

○厚生労働省令第三十一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五十九条第一項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（広域求職活動費の支給要件）	（広域求職活動費の支給要件）
第九十六条　（略）	**第九十六条**　（略）
第九十六条の二　前条の規定にかかわらず、広域求職活動費は、次の各号に掲げる広域求職活動については、支給しない。	（新設）
一　所定給付日数（法第二十四条第一項若しくは第二項、第二十四条の二第一項若しくは第二項、第二十五条第一項、第二十七条第一項又は附則第五条第一項の規定により所定給付日数（受給資格者が法第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。以下この号において同じ。）を超えて基本手当を支給することができる場合には、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる日数を加えた日数）を三十で除して得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）に相当する回数の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動をした受給資格者が、その最後の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動後にした広域求職活動	
二　三回の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動をした高年齢受給資格者又は特例受給資格者が、その三回目の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動後にした広域求職活動	
三　三回の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動（過去に日雇受給資格者としてした広域求職活動費の支給に係る広域求職活動を含み、この号の規定により過去に広域求職活動費の支給を受けることができないこととされた期間前にした広域求職活動費の支給に係る広域求職活動	